

南あ監査発第 56 号
平成 30 年 2 月 26 日

措置請求人
(省 略)

南あわじ市監査委員 四 宮 章 博

南あわじ市監査委員 印 部 久 信

平成 30 年 2 月 21 日に提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく南あわじ市職員措置請求書（受付第 55 号）につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の要旨

本件請求の内容は次のとおりである。

なお、内容については請求書記載の内容を原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

昨年来より収賄容疑で南あわじ市職員が相次いで三人が逮捕されました。それらの容疑はすべて前南あわじ市長中田勝久氏（以下「前市長」という。）の在任時における入札に絡んで起こっています。

平成 28 年度の前市長在任中において、1 千万円以上の工事入札に限定しても別紙一覧表のとおり 12 件が最低制限価格と全く同額で落札されています。

このことはまさに官製談合を想起させると言わざるを得ません。

官製談合とは、入札について公務員がかかわって談合すること、国や地方自治体による事業などの発注のさいに行われる競争入札において、公務員が

予定価格などの秘密を漏らしたりするなど、不公平な形で落札業者が決まる仕組みのこととあります。

南あわじ市は、「建設工事に係る最低制限価格制度について」を平成20年から導入し、「建設工事に係る最低制限価格制度について（平成28年4月1日施行）」の（4）②で、市内建設業の健全な育成のために市内業者の特例として最低制限価格の上限を設けないとしています。しかし、これが特定の業者を有利に導くためのしかけであり、官製談合をよりしやすくするためのしかけになっています。

守本市長は、平成29年10月1日の改正により、市内業者の特例を廃止し疑惑のない形のものに改善しました。2月7日の旧三原庁舎解体工事の入札は良好な形の執行になりました。

前市長は、いかがわしい入札などにより職員の倫理観の低下を招きました。三人もの職員が不祥事を起こす温床をつくったことは明らかです。当時の行政のトップとしての管理・監督責任を取るべきであり、南あわじ市の名誉や信頼を著しく汚した責任は重大であると言わざるを得ません。

従って、現南あわじ市長から前南あわじ市長に対して少なくとも最終期の退職金16,320千円（積算根拠：兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例第3条による $0.40 \times 48 \text{月} \times 850 \text{千円}$ ）の自主返還を請求することを求めるものです。

第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為、又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求できる旨規定している。

また、本規定は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による当該行為等によって、当該団体に財産的損失を与え、または与えるおそれのある場合において、当該行為の執行を防止・是正するのが趣旨である。

なお、住民監査請求は、当該行為等について、具体的な理由により法令等に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされており、請求人においては、当該行為等について特定認識できるように個別的、具体的に主張し、請求の要旨を裏付けるものと客観的に認められる書面（以下「事実証明書」という。）を添えて請求する必要がある。

加えて、当該行為等により発生した財産的損失及びその損失額、若しくは発生する可能性のある財産的損失及びその損失額についても摘示しなければならない。

これを本件請求の要旨のうち次の2点から考察した。

(1) 官製談合を想起させる工事入札について

請求人は、「平成28年度中に執行された1千万円以上の工事入札において、12件が最低制限価格と同額であったことは官製談合を想起させ、市内特例により最低制限価格の上限を設けなかったことが、官製談合の原因となった」と主張しているが、官製談合を想起させる結果であったと主張するのみでは、官製談合が行われた事実を摘示しているとはいえない。また、官製談合により市に発生した財産的損失及びその損害額についても明記されていない。

入札は非財務会計上の行為であることから、官製談合による違法等の事実及び契約等財務会計上の行為により財産的損失が発生した事実の旨を明記し、その金額についても明らかにする必要がある。

加えて、添付されている事実証明書にも、官製談合があった事実の裏付けは見あたらず、官製談合及びそれによって発生した財産的損失が証明されているものとは認められない。

(2) 職員の倫理観の低下と不祥事を起こす温床について

請求人は、「前市長は職員の倫理観の低下を招き、不祥事を起こす温床をつくった」と主張しているが、どういった財務会計上の行為が法令等に違反し、又は行政目的上不当となっているか、どういった財産的損失が発生したのかについて具体的に示されておらず、その事実証明書も見あたらぬ。

以上より、本件請求は、自治法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。